

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の 給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

★「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

（注）昨年、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給

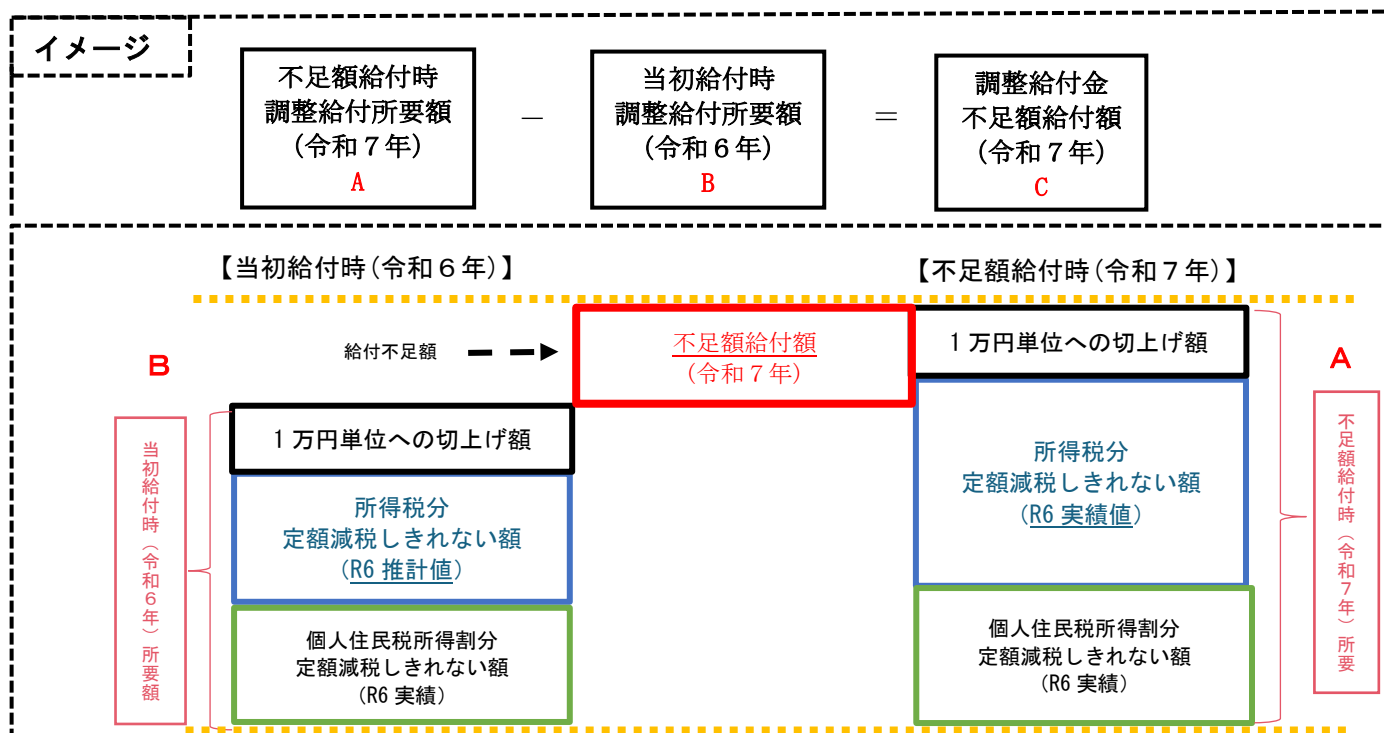
<例えば・・・>

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

<例えば・・・>

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

★給付金の支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、 本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

- 対象者には、町福祉保健課社会福祉係から『調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ』『調整給付金（不足額給付分）のご案内』を送付しています。
- 送付された書類の内容を確認して、必要事項を記入し、町福祉保健課社会福祉係まで提出してください。

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者 であって、以下のいずれの要件も満たす方

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≡本人として定額減税対象外）
- ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≡扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・ 低所得世帯向け給付（R5 非課税給付等、R6 非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

- 対象者と思われる方には『調整給付金（不足額給付分）の申請のご案内』を送付しています。
- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に町福祉保健課社会福祉係にご提出ください。申請書は社会福祉係の窓口にも備付けの他、町ホームページからもダウンロードができます。

★提出期限

提出期限は 令和7年11月30日まで

★その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

★お問い合わせ先

興部町 福祉保健課 社会福祉係 ☎ 82 - 4120

受付時間 平日 8：30～17：15